

一般社団法人日本サイクリングガイド協会 会員規約

一般社団法人日本サイクリングガイド協会（以下当法人という）は、当法人の事業の一つである会員制度について以下のように定める。

第1章 組織

（総則）

第1条 当法人は一般社団法人日本サイクリングガイド協会と称し、英文表記を Japan Cycling Guide Association（略称：JCGA）とする。

第2条 当法人は主たる事務所を、東京都品川区に置く。

第3条 当法人はサイクリングの普及と振興、およびサイクリング引率者の育成に関する活動を行い、国民の健康増進と地域振興に寄与することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- （1）サイクリング引率者の指導と育成
- （2）サイクリングに関する情報の提供
- （3）サイクリングコースの開発
- （4）サイクリングイベントの企画および運営
- （5）その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

第4条 当法人は3条の事業目的を実施するにあたり、定款6条に定める通り会員制度（以下、本会という）を運営し、一般社団法人日本サイクリングガイド協会規約（以下、規約という）を設ける。

（会員）

第5条 本会の会員種別は、以下の4つとする。

- （1）正会員：当法人の目的に賛同して入会する個人又は団体
- （2）一般会員：サイクリングイベントの企画、実施、引率等の実績を有して登録する個人
- （3）賛助会員：当法人の事業を賛助するために入会する個人又は団体

(4) 特別会員：サイクリングイベントの企画、実施、引率等の実績を有し、当法人の共同事業者として理事会が推薦する個人又は団体

(会期)

第6条 本会の会員は、毎年1月1日から12月31日の1年を会期とする。

(入会)

第7条 入会希望者は、申請時に入会申込書を理事長に提出する。入会する者が18歳未満の個人である場合、入会申込書に保護者の同意を付記するものとする。

第8条 理事会は、入会希望者から理事長への入会申し込み書類の提出を受け、入会の可否を決定し、申し込み者に通知する。

(会費)

第9条 理事会から入会の承諾を得て会員となった者は、入会金及び年会費を納入しなければならない。但し、特別会員として入会を承認された者については、この限りではない。

第10条 入会金は、理事会で別途定める方法により、入会申し込み受諾の通知を受けてから30日以内に納入する。

第11条 年会費は、理事会で別途定める方法により、当年分を1月31日までに納入する。会期の途中で入会した場合は、年会費を入会金と同時に納入する。

第12条 会費の変更は、原則として新年度の始まる2ヶ月前、10月末日までに告知する。しかし、予告なく変更される場合もある。

(退会)

第13条 当法人の退会を希望するものは、退会届を提出する。退会者に対して、納入済みの入会金および会費の返却は行わない。

(除名)

第14条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、当法人定款第10条に定める通

り、社員総会の特別決議によって会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

(資格喪失)

第15条 前2条の場合のほか、社員又は会員が死亡若しくは失踪宣告を受け、又は解散したときは、当法人定款第11条に定める通り、その資格を喪失する。

2 前項の場合のほか、次のいずれかに該当するに至ったとき、理事会は、会員の資格を喪失させることができる。

- (1) 会費の納入が期日までにおこなわれなかったとき。
- (2) 総社員が同意したとき。

第2章 資格

(資格登録制度)

第16条 本会の会員である個人は以下の条件を満たすことにより、当法人より「JCGA 登録サイクリングガイド」の認定を受け、その称号を使用することができる。

- (1) 本会の個人会員であること
- (2) 当法人が実施もしくは推奨する講習会や資格を修了・取得していること
- (3) 理事会の承認を得ること
- (4) 満20歳以上であること

第17条 「JCGA 登録サイクリングガイド」の認定を受けた会員は、当法人が運営するホームページ等の媒体上において、サイクリングガイドとして氏名および法人名を掲載できる。

(附則)

第18条 当法人は本会の規約を会員の承認なしに変更することができるが、会期中の変更は行わない。

第19条 規約に定めるもののほか、本会の運営に関する必要な事項で、定款で定めるもの

以外は、理事会において決定する。

第 20 条 本規約と定款に相違が生じた場合は、定款が優先する。

第 21 条 本会の運営あたり、紛争が生じた場合の管轄裁判所は東京地方裁判所とする。

第 22 条 本細則は平成 27 年 8 月 1 日から施行する